



資料出所:厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(特別集計(平成2年、7年))

(注)・パート(学生アルバイトを除く)のうち、専門・技術的職業関係の仕事に就いているものを除き、時間給、1週間の出勤日数、1日の所定労働時間、夏季賞与額、年間賃金収入額のすべてに回答がなされているサンプルを対象とした。

・「就業調整有」とは、「年収が非課税限度額を超えそうな場合どうしますか。」という問に対して、「最初から年収が非課税限度額を超えないように計画的に働く」又は「年収が非課税限度額を超えそうになったら休みを取るなどして調整する」、あるいは「年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整しますか。」という問に対して「はい」と回答したもののデータである。

・「就業調整無」とは、「年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整しますか。」という問に対して「いいえ」と回答したもののデータである。